

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2023 年 9 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「ポータビリティ②離転職に伴うポータビリティ（他制度間）」です。

第 13 講 「ポータビリティ②離転職に伴うポータビリティ（他制度間）」 （確定拠出年金法第 54 条の 2 ほか）

第 12 講では、離転職に伴うポータビリティのうち、確定拠出年金間におけるポータビリティについて説明しましたが、今回は確定拠出年金と他の制度の間におけるポータビリティについて説明します。確定拠出年金と他の制度との間における離転職に伴う資産の移換に関する規定としては、確定拠出年金法第 54 条の 2 及び第 74 条の 2（脱退一時金相当額等の移換）、第 54 条の 4 及び第 74 条の 4（確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換）、第 54 条の 5（企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の移換）などがあります。まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第 54 条の 2（脱退一時金相当額等の移換）

第 1 項 企業型年金の資産管理機関は、（略）脱退一時金相当額等（確定給付企業年金の脱退一時金相当額（略）又は企業年金連合会の規約で定める積立金（略）をいう。以下同じ。）の移換を受けることができる。

第 2 項 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間（略）その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る（略）通算加入者等期間に算入するものとする。

確定拠出年金法第 54 条の 4（確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換）

第 1 項 企業型年金の企業型年金加入者であった者（略）は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該企業型年金の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

第 2 項 （略）

確定拠出年金法第 54 条の 5（企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の移換）

第 1 項 企業型年金の企業型年金加入者であった者（（略）企業型年金運用指図者を除く。）は、企業年金連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該企業型年金の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

第 2 項 （略）

注）実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第 54 条の 2 は、他制度から企業型年金への移換に関する規定です。

第 1 項では、離転職に伴い企業型年金に移換できる資産として、確定給付企業年金の脱退一時金相当額、企業年金連合会が実施する通算企業年金の積立金が定められています。また、この他に、規定の読替えにより厚生年金基金の脱退一時金相当額も企業型年金に移換することができます。

第2項では、移換された資産が確定拠出年金の通算加入者等期間に算入されることが定められています。算入される期間は、確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものであり、政令で定めるものとは、確定拠出年金法施行令第24条により移換された資産の算定の基礎となった期間であることが定められています。

なお、他制度から個人型年金への移換についても、同様の定めが設けられています（確定拠出年金法第74条の2）。条文上の違いとしては、企業型年金では資産の移換を受けるのが資産管理機関であるのに対し、個人型年金では国民年金基金連合会が資産の移換を受けます。

また、第54条の2、第74条の2には、どこに対して移換の申出を行うのかに関する定めはありませんが、これらは移換元の制度で定められています。例えば、確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換については、確定給付企業年金法第82条の3により、確定給付企業年金の中途脱退者は、企業型年金又は個人型年金の加入者となった場合に、確定給付企業年金の実施事業主等に、脱退一時金相当額を企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換することを申し出ることができるとされています。移換の申出期間は、原則として、確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から原則として1年以内です（確定給付企業年金法施行令第50条の2、第54条の6）。

次に、確定拠出年金法第54条の4をみてみましょう。第54条の4は、企業型年金から確定給付企業年金への移換に関する規定です。

第1項では、企業型年金の個人別管理資産を確定給付企業年金に移換できることが定められています。ただし、いかなる場合も移換できるわけではなく、当該確定給付企業年金の規約においてあらかじめ移換元の企業型年金の資産管理機関から個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められていることが要件となります。この場合、企業型年金の加入者であった者は、企業型年金の資産管理機関に個人別管理資産の移換の申出をすることができます。

また、移換の申出があった場合は、第2項により、企業型年金の資産管理機関は確定給付企業年金の資産管理運営機関等に個人別管理資産を移換します。

なお、個人型年金から確定給付企業年金への移換についても、同様の定めが設けられています（確定拠出年金法第74条の4）。条文上の違いとしては、企業型年金における資産管理機関が、個人型年金では国民年金基金連合会に置き換えられています。また、企業型年金から移換する場合は、移換の申出ができるのが「企業型年金加入者であった者」なのに対して、個人型年金から移換する場合は、「個人型年金に個人別管理資産がある者」、つまり現に個人型年金の加入者である場合にも移換の申出ができることとなっています。個人型年金加入者が移換の申出をした場合は、原則として、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日に個人型年金の加入者の資格を喪失しますが、個人型年金加入者が引き続き個人型年金加入者であることを申し出たときは、加入者の資格を喪失しないこととする取り扱いになっています（確定拠出年金法施行令第38条の3）。

次に、確定拠出年金法第54条の5をみてみましょう。第54条の5は、企業型年金から企業年金連合会が実施する通算企業年金への移換に関する規定です。

第1項では、企業型年金の加入者であった者の個人別管理資産を企業年金連合会の通算企業年金に移換できることが定められています。この場合、企業型年金の加入者であった者は、企業型年金の資産管理機関に移換の申出をすることができます。ただし、企業型年金で運用指図者となっている者は企業年金連合会に移換することはできません。また、条文上は、企業年金連合会の規約においてあらかじめ定めがあることが要件となっていますが、この点については、現に企業年金連合会の規約に定めがあるので、格別の要件ではないととらえて問題ないでしょう。なお、他の移換については個人型年金についても同様の規定がありますが、企業年金連合会への移換については企業年金からの移換のみが認められています。

確定拠出年金から他制度への移換については、確定拠出年金法上の申出期間は定められていません。ただし、企業型年金から移換するためには、自動移換（第14講参照）が行われる前、すなわち、企業型年金加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から6か月以内に申出をする必要があります。

今回は、「ポータビリティ③離転職に伴うポータビリティ（自動移換）」です。

※記載内容は2023年9月1日現在の法令に基づくものです。

2022年5月1日より、企業型年金の個人別管理資産を、企業年金連合会が実施する通算企業年金に移換できるようになりました。